

平成 22 年 12 月議会山田美津代一般質問

○議長（笹井正隆君） 以上で、青木君の一般質問は終了しました。

次に、山田美津代君の発言を許します。

○11番（山田美津代君） 議場の皆さん、また傍聴席の皆さん、ロビーの町民の皆様、おはようございます。11番、山田美津代です。

昨日は、主人の五島列島の母が危篤なので参っております、日帰りではちょっと帰って来れなかったのでお休みをさせていただきました。勝手をいたしました。

そして、関連の質問がきのう何件かあったと思うんですが、聞いておりませんので、私は私なりの質問をさせていただきます。

まず**1番、中学校給食の必要性についてどのように考えますか。**

ことし10月に行われました住民の中学校給食実現の要望への回答文書に、教育長は学校給食の実施と食育の充実とはほとんど関係ないと考えたとありますが、改正された学校給食法から見ても納得がいきません。教育長は心から、中学校だけは親の弁当が一番よいと思われておられるのですか。それとも、本当は小学校の給食もなくしたほうがいいのかも考えておられるのでしょうか。

現在の親の就労実態も大きく変化をしています。弁当づくりが母親中心になっていることを考えると、子供を産み育てる環境づくりでも、中学校給食の問題は避けて通れない、行政の大きな問題だと思います。

9月議会で町長は、嫁さんがきょうは弁当要らんとすると、助かったと言うので、保護者は毎日大変な仕事の合間に無理をしておられると思う、PTAの役員さんも給食考えなあかんでと言われている、保護者に記名で今年度中にアンケートを取りたい、親の声を聞いて決めていきたいという答弁でした。

そこで、教育長及び町長の考えをお聞きします。

①町長と教育長では発言内容に差があります。9月議会の答弁で、町長は教育長をとくと指導していくと発言されていますが、どのように指導をされたのですか。

②学校給食法（義務教育諸学校の設置者の任務）第4条に、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとありますが、中学校は義務教育ではないのですか。さらに第5条には、国及び地方公共団体の任務として、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとありますね。なぜ任務を果たさないのですか。

③平成21年に児童生徒の食生活実態調査が行われ、ことしの7月に報告書が出されて

います。教育委員会に届いていますか。委員会で議論をされましたか。

④スクールランチは注文数が当初1万食が、21年度は4,000食と大幅に減っています。2社あったのが、今は1社に撤退している現状です。このことの問題点や実態調査、また対策を立てていますか。

⑤経費削減のため民間委託や給食センター移行の話も出てますが、教育長は自校方式が一番よいと話されています。スクールランチを毎日食べさせられる状況を生み出すもので、営利目的のセンター方式は子供たちのために取り入れないでください。

質問事項の2、公共交通の進捗状況は。

9月に行われました地域の懇談会では、住民の方から、このような地域での懇談会をこれからも何回か開催してとか、きょうはごく少数しか出席してないから、アンケートを取り、高齢者の人とか夜出て来れない人の意見も聞いてほしいというさまざまな御意見が出ました。その後の進捗状況をお聞かせください。

①アンケートを取れば反対の声も出てくるので、取らないほうがよいという意見もありますが、全く認識がなっていません。アンケートは、利用の実態調査と利用希望者の意見を把握することで、実態を認識しないコースなどの設定はあり得ません。前回の失敗を招きかねません。地域懇談会での発言でも出されていたことです。アンケートの設問の仕方にも工夫が要ります。高齢者にわかりやすい、またわかりやすい内容でないと答えることができません。いつごろ、どのように出されますか。全世帯に出されますか。

②次の地域懇談会はいつですか。また、9月の懇談会で出された貴重な御意見は広報しないのでしょうか。

③1月からの試行運行は時期尚早だと思いますが。事前の準備を丁寧にやられてからのほうがいい。失敗は二度と許されません。

④沢、大野、広瀬、安部など道の狭いところ、足が悪く停留所まで歩けない方などの小回りのきく車も必要ではないか。これからの公共交通に必要な視点だと思います。

次の**質問事項3**、1975年国際婦人年閉幕の直前で、駆け込みで批准をされました男女共同参画社会基本法制定から11年、第1次男女共同参画基本計画策定以来10年、法律上は男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正、DV防止法の制定、改正などが一定行われ、地方条例の制定、計画策定、改定などの取り組みが進められてきました。しかし、現実には7月に発表された答申、第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方も、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかったと反省している当時の状況が続いています。10月に世界経済フォーラムが公表した社会進出や政治参加の性別格差ランキングで、日本は134カ国中94位であり、主要先進国で最下位です。こうした日本の女性差別是正の取り組みのおくれに対し、国連女性差別撤廃委員会の4回目の勧告は、これまでも増して厳しいものでした。日本政府が国連女性差別撤廃条約を法的拘束力のある国際文書として認め、その完全な実施を求めています。第3次男女共同参画計画についても、条約を法的枠組みにして策定することを求めています。

そこで、**広陵町の男女共同参画事業について**お尋ねします。

①町における現在の女性の管理職は何名でしょう。(県の資料では24名、4月1日現在32.4%)となっています。

②この事業への推進体制や相談体制が何もないのはなぜですか。

③平成20年3月議会での松野議員の一般質問への答弁で、条例をつくらと言われていますが、今どうなっていますか。

以上について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（笹井正隆君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。平岡町長！

○町長（平岡仁君） ただいまの山田美津代議員の質問にお答えをしたいと思います。三つの質問がございました。中学校給食につきましては、教育長がお答えします。

次に、公共交通の進捗状況についてお尋ねをいただいております。御質問のアンケートではありますが、地域公共交通システムを確かなものとするため、住民の皆さんの意見をお聞きすることは大変重要なことでもあります。そんな中で、今回町内9カ所に出向き、地域公共交通地区別懇談会を開催し、住民の生の声を聞かせていただきました。御指摘の全世帯からのアンケート調査も一つの考え方ではありますが、多くの個々の意見をシステムに取り入れることは不可能であり、終局期待感を失望させてしまうことになったり、時間と労を費やしただけの結果になったりしないとも限らず、現在は元気号の運行時のアンケート調査や意見交換会の意見を集約して公共交通総合連携計画案をまとめています。

この計画案は、広陵町地域公共交通活性化協議会において専門的ないろんな意見を聞き、最終承認をいただくことになっています。

9月の懇談会でいただいた貴重な意見を集約し、ただいま計画案をまとめているところでありますので、まとまった時点で皆さんに報告させていただきます。

現在、1月からの試行運行を目指し準備を進めてきており、バス導入において多少ずれ込んでしまうことが予想されますが、時期尚早とは思っておりません。

事前の準備を丁寧にやられてからのほうが失敗は許されないとの御心配をいただいておりますが、今回は地域公共交通活性化協議会でも徹底した議論を交わしていただき、完全な地域公共交通システムに仕上げたいと考えております。

なお、公共交通総合連携計画は、3カ年の実証運行によって、それぞれの時点で見直されることも考慮しています。

今回の公共交通システムの運行は、地域の人々の移動手段の最大公約数をもって、路線バス休止地区を主に、町内全域の住民の皆さんの移動手段の確保を提供するため、基幹ルートを大型車で、東ルート、北ルート、西ルート及び真美ヶ丘図書館ルートの4ルートを小型車で定時に巡回運行しようとするものであります。福祉バスの導入につきましては、

現在の福祉センターのバスを拡大利用することにつきまして、別途検討しています。

次、3番目でございます。広陵町の男女共同参画事業について、3点御質問をいただいています。

お答えとして、男女共同参画社会の実現は、人権尊重の観点からはもちろん、社会経済的にも必要であり、極めて重要だと認識しております。

お尋ねの女性管理職ですが、平成22年12月1日現在の女性の管理職は21名で、全管理職の29.6%になっています。

2番目の推進体制の件ですが、男女共同参画は雇用・福祉・教育など多方面にわたるものであり、町一丸となって取り組んでおるところでございます。

相談体制ですが、毎週木曜日さわやかホールにおいて、社会福祉協議会が事務局となり、総合相談所を開設し、日常生活におけるさまざまな悩みや心配ごとに関し、人権相談員、行政相談員、民生児童委員による相談・指導を行っております。この総合相談所において、女性問題やDVに関しても相談を受けているところです。また、毎月第3水曜日には、弁護士による法律相談も実施しております。その他、奈良県においては、こども家庭相談センターによる女性の悩みやDV相談、女性センターの働く女性のための相談等を常設されているところです。

次に、男女共同参画に関する条例につきましては、県下4市1町で制定され、共同参画基本計画を策定しているのは11市2町となっております。比較的、市部で策定されている状況です。現在、国においては、第3次基本計画の策定中であり、その動向を見ながら今後も検討を重ねたいと考えております。以上のとおりでございます。

○議長（笹井正隆君） 安田教育長！

○事業部長（安田義典君） 山田美津代議員の質問事項、中学校給食の必要性についてどのように考えているか。中身としては、親の就労実態も変化し、弁当づくりが母親中心になっていることを考えると、子供を生み育てる環境づくりでも学校給食の問題は避けて通れない行政の大きな問題だと、そういう題材の中から、一つ町長と私の発言内容について。それから2番目として、学校給食法第4条のことについて。3番目として、平成21年度の児童生徒の食生活の実態調査が行われた、そのことについて研究したかということ。スクールランチの件。それから、今後考えられる給食センターの移行の話の中で、自校方式云々とあるわけですが、このことについてまず一つ一つ答えればいいんですけども、一つは法律のことについて、それから私の考え方、それから一つ一つ中身のことについて、順番は少し変えますけども、御答弁させていただきたいと思えます。

まず、食育基本法では、教育の目的である生きる力を身につけるためには、知育・徳育・体育及び食育が必要である。また、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択す

る力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てるとなっています。言葉をかえれば、食育基本法はみずからの力で食に関する知識・選択力を習得する食への自立を目指していると考えています。一方、学校給食法では、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関する必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るとなっております。

食では関連ありますが、目的が異なっていると思います。だから、食育と学校給食法では、目的が違うということを答弁させていただきたいと思います。

中学校給食に関して、私の考え方は、一貫して中学校では手づくり弁当を望んでいます。理由といたしまして、学校給食の所期の目的が達成されていること、家庭教育力の低下を招いていることがあり、広陵町学校給食検討委員会の過去の答申は、現在でも通じる内容であり、先見の明があった答申だと確信しています。

町長と教育長では発言内容に差があるとのことですが、町長は住民の意見を聞き、住民の希望を実現するように努められ、教育委員会は教育的な立場から検討し、意見を出します。ともに将来の子供の自立できる社会人の育成を目指していますが、結果は同じであったり、異なったりすることもあります。

続いて、御指摘の学校給食法第4条については、義務規定ではありませんので、奈良県内でもその差異は出てきております。

また、平成21年度に実施された奈良県における児童生徒の食生活等実態調査報告書は届いておりますし、内容についても検討いたしました。

次に、スクールランチにつきましては、価格や嗜好のこともありますが、現在継続している早寝・早起き・朝御飯、おはよう、おやすみ、おてつだい、弁当の日等、また県指定の見直そう家庭と学校共働プロジェクト等の運動が推し進められている結果だと考えています。

給食センターへの移行の件につきましては、経費等のこともかんがみ、総合的に検討する必要があると考えています。以上でございます。

○議長（笹井正隆君） 11番、山田美津代君！

○11番（山田美津代君） 私は、教育長と町長に対して答弁を求めています。が、町長からの答弁、後でいただけるのではないかと思います。

では、まず教育長の答弁に対しての2回目の質問をさせていただきます。

9月議会で実施のために、これはちょっと町長に対してですね、と言われたアンケートはどうなってますか。実行されるのが指摘すると言われたあかしだと思えます。親の声を聞いて決めたいと町長は一步踏み込んだ発言をされています。教育委員会の責任分野であり、町長の発言が行政的には責任がないから言えることという認識であれば大問題です。

財政上の問題で何が優先課題か、広陵町の活性化に必要な施策で町長部局と教育委員会で大きな違いがあるとすれば、そのことを明らかにすべきです。町長、教育長、いかがでしょうか。

②の県の教育長は、9月の県議会での宮本県会議員の一般質問への答弁で、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材と認識していますと答えています。給食法の義務教育諸学校及び地方公共団体の任務についても、設置者におきましては学校給食が実施されるように努めなければならない。国及び地方公共団体の責務として給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないということで、県も基本的にそういう立場に立っている、未実施のところはどこにネックがあるか比較整備をしていくという答弁でした。きちんと給食法に書かれた任務を遂行していただきたい、義務ではないという御答弁でしたけれども、任務をやはり遂行していただきたいと思います。

③の学校給食は教育です。人間づくりの原点であることが基本です。単におなかがいっぱいになればいいというのではなく、命のとうとさと大切さを学び取っていく場、おいしかったという感動は多くの人の手を通じて農産物や動物など食材の命をいただいているという営みをしっかりと身につけること、また日本人の食文化を理解していくことにもつながり、冷凍や加工食品を温めるだけの食事は日本の食文化を身につけることはできません。学校給食法の目標が食育の推進へと変わり、新学習指導要領にも明記されている、これまでの健康な心身をはぐくむバランスのとれた食事を提供するという目的に加え、正しい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康に過ごすための基礎をつくるなど、学校給食は子供の人格形成に大きな役割を果たしています。以前も紹介しましたが、食生活の実態調査により、給食のある日とない日の食品摂取には大きな差があり、給食のない日は乳製品、いも類、野菜類の摂取が大きく落ち込み、逆にインスタント食品や清涼飲料水の摂取が激増します。こういう現状をどう議論して対応されますか。

また、生活習慣病の低年齢化が進み、肥満、ぜんそく、アレルギーがふえ、特に低体温化が目立ちます。体温36度未満の低体温傾向と朝の目覚めが悪く、学校についても疲れてだるい、眠い、中には保健室で休んでいる子がいるなど、体のおかしさが指摘をされています。運動能力も落ちてきて、握力、瞬発力の弱い子が多くなってきています。実態調査結果でも、学校で眠くなることがよくある、または毎日あるとした生徒は、小学校で20.6%、中学校では46.6%です。また、朝食を食べない、または食べない日が多いとした生徒は、小学校で4.0%、中学校では7.2%、この5年前に行われた調査よりは就寝時間や朝食の摂取で改善が見られますが、依然として多い現状です。

商業主義的な風潮に立ち向かい、人間らしい営みを勝ち取っていくことが求められている今日だからこそ、豊かな食育と学校給食を実現させることが必要ではないでしょうか。実態調査で出された中学校生の現状把握、教育委員会ではできておられますか。なぜ大事

な現状を、報告書にあるのに十分議論もされず置いておかれるのですか。生徒にとっては、毎日毎日のこの今が大事なのです。

④なぜスクールランチが1万食から4,000食に減ったのか。お弁当に変わったという教育長の以前の分析は、確かな調査をされた結果なのでしょうか。コンビニ弁当やパンなど、家庭の実情を把握して、なぜ注文が減ったのか、食生活での家庭の実態を知る上で非常に重要な問題を示唆していると考えられます。

奈良県は、全国的にも中学校給食がおくれています。しかし、中身は奈良市や高田市、香芝市など生徒の多いところでの未実施によりおくれているだけで、市町村単位で見れば未実施はわずかです。北葛でも、ないのはこの広陵町だけです。

また、現場の受け入れ態勢も大事です。中学校では、生徒指導に追われて配膳指導までやるのが大変だとの声も聞かれます。また、衛生面でどのように管理をしていくのか、教師の休憩時間がとれない、給食の時間が決められることでの日課を変えることができないなど、現場での議論と合意が必要です。PTAも含め、きちんとした中学校給食の意義と役割、そして配膳方式を実際どうするのか、重要な問題です。これには、ランチルームなどの工夫が必要だと思います。

また、⑤センター方式になれば、業者委託となり、コストが先行した冷凍物が多くなり、給食の質が落ちるなどの懸念や不安があります。正規の職員をしっかりと確保して、安全・安心で地産地消を生かせる給食を実現する必要があります。ぜひ給食をつくっているところが見え、おいしいにおいがし、給食の調理員とも気軽に話ができ、食品の知識が得られる今の自校方式をこのまま続けていただきたい。子供たちに食育をしっかりと学ぶことができる自校方式の給食をこのまま続けていただきたい。また、中学校給食を実施されるのであれば、自校方式ということでお願いしたいと思います。

以上の2回目の質問に対しての答弁をお願いいたします。

○議長（笹井正隆君） 平岡町長！

○町長（平岡仁君） さきの質問で、町長の所見は聞いてないということでございましたので、私の考えを申し上げたいと思います。

実は昨日、乾議員から同様の質問がございました。中学校給食についての町長の所見を伺うということでございます。議員は欠席でございましたので、私の考えをここにまとめてありますので、同じ内容になりますが申し上げたいと思います。

乾議員は、PTAの連絡協議会の会長をなさっておられまして、PTAの会議をなさるときには、いつも給食が話題にのぼっていると、夫婦共働きの世帯がふえていると。家族や家庭を取り巻く環境が変わる。公共施設においても、それに配慮した環境づくりをしなければいけないのではないかとこの厳しい御意見でございました。それに対して、私は次

のように答えております。

住民から選ばれた私は、住民からの意見や要望を聞かせてもらい、議会とともに住民の希望実現のため努めています。一方、子供の教育についての専門的な課題については、教育委員会に意見を求め、協議しながら進めています。

中学校給食に関しては、家族形態も変化し、給食の実施を望まれている家庭も多くなってきていることから、教育委員会とは委員会や個々の委員さん、また学校関係者と話し合い、意見を聞いていますが、社会の現状や児童・生徒の実態から現行の家庭から弁当を基本とし、スクールランチで補う方式が好ましいという意見が多いのが現状でございます。

私は、義務教育終了前のすべての子供を対象に、町全体としての給食のあり方について抜本的・総合的に考えなければならないと思っています。そして、町の特色を生かした給食のあり方など、関係者の意見を聞くべき場を設けるべき時期に来ていると考えています。

奈良県下の中学校給食の実施状況を見ますと、生徒数では約53%の実施率となっております。

学校給食実施による、あるいは実施しないことによる教育上の課題については、意見がさまざまであることは申し上げるまでもありません。広陵町の教育にとって、給食をどのようにとらえるべきか、改めて議論をしていきたいと考えています。以上の答弁をしているところでございました。私の考えを申し上げます。

○議長（笹井正隆君） 安田教育長！

○事業部長（安田義典君） 私のほうの考え方、先ほど言いましたけども、皆さん方は選ばれた方ですので、いろんな住民の方の御意見を聞きながら、それを実現させるのが、これはその立場であることは私は理解しております。

また、私自身は、教育の立場からこれを考えていくのが私の仕事ですから、アンケートのことについても、私はこの間委員会に諮ったときには、今はアンケートする必要はないと、こういう話が出てきております。といいますのは、やっぱり子供たちの今実態というのを私は何回も山田議員にはお話させていただいてると思うんですけども、今回ここへ持ってきたんです。実のところ、竹下和男という先生の「弁当の日」の録画を私持って来ております。それから、学校のほうにもそれを買いまして、それを分けまして、いろんなときにこれを勉強してくれと、今生徒の実態はこうなんだと。しかし、あの中にも学校長のほうからもこんな話は聞きました。例えば、あれは四国であり、九州である話やないかと。私はそうは思っておりません。そういうことは必ずやっぱり奈良県にも来るし、広陵にも来ると思っております。私も俗に言う校内暴力とかシンナーの件々ときには、少なくとも奈良県という平和なところには来ないだろうと思っておったわけですけど、それは残念なことに、私ら毎日毎日それについて後追いをしてきた結果があります。そういうことから

考えてきたら、今この話の中に出てくるこういうことが、私たちが入ってきたときに、学校から家庭に対してどういう形で家庭のきずなをもう少し戻していただける、戻すというよりも、本来の姿に戻していただけるかとなってきたときに、学校からやっぱり家庭のほうにお願いできるのは、弁当が私は一番だと思っております。例えば今、家でお弁当をつくっていただくのに、質問の中にお母さんがつくらなくてはならないような意味のことを書いてありましたが、私はお弁当は、もう中学校になったときには、子供たちに十分つくらせたいと思うんです。そして、その中での話し合いの中で家庭のきずなというものが出てきたら、それに約180回の弁当の日が広陵町ではあります。それを時間的に換算しますと、相当な時間がやっぱり親子で持てるわけなんです。そういうことを私が横に置いて、そういうことについてどうのこうのと言える私の立場じゃないわけです。だから、今言うてるように、やっぱり学校と家庭と、そういうきずなを持ちながら、学校から家に何をしてほしいかというときには、やっぱり今までこれを、崩壊したという言葉は失礼かも知れないんですけども、家庭教育力が低下してきた、これを取り戻そうとしたときには、やっぱりこれからこの働きが5年や10年かけて取り戻していかなくてはならないなど、このように思っております。特に、子供たちは、特に中学生は、この時期こそ食育に対して、自分の命は自分で守るんだ、先ほど県の実態調査を言われましたけども、確かに土日はそういうようなことになるでしょう。ただ、そのときに自分が好きなものを買って食べるのか、それともやっぱり食育で習ったそのことを実際にどういうものをついたらいいのか、それを考えて、そして自分で実践していくのが、この中学校時代の一番大切な時期じゃないかなと、このように思っております。いろんなことでこれからまた給食のことが出てくると思うんですけども、一応「弁当の日」のCDをもしよかった見ていただいたら結構ですし、インターネットでも「弁当の日」と出てきたら出ますので、この実態というものは、時間があって言えというんやったら説明させてもらいますけども、そういうことを考えております。

それから、県会で出てきた話、実のところ県から私のところに実態調査に来ました。香芝市、してない平群町、うち、町ではね、それから田原本、全部入ったそうです。どういような形で学校給食を補っているか、そういう話をしました。それは、そのまま持って帰ってもらいまして、またいろいろと県は相談しているだろうと思っております。

それから、先ほど言いましたように、学校給食がやっぱり、私自身はそれがイコール食育との目的が違うんですから、食育というのは、自分が自分で食を選んで、そしてそれを自分の命は自分で守っていくんだという、それを維持していくんだというそのことを基本的に学ぶのであって、学校で絵をかいて、また聞いて、そういうことをしていくのが、その人にとっての知識にならないと私は思っております。

それから、スクールランチのことなんですけども、やっぱりそういう業者のものは一番最初ぱっと食べたときにおいしい、おいしくないで決まってしまうんです。栄養のことを言おうが、量のことを言おうたって、それはやっぱり今の子供たちです、大変好みがあり

ますのでだんだん減ってくると同時に、学校自身も、また私自身も弁当の話をして、中学校もやっぱりどちらも弁当の手づくりをしながらお父さん、お母さんのことも考える一つの機会にしておりますので、私はこの実態が続いていってほしいなと思っております。

それから、給食センターのことなんですけども、総合的に考えていかないと、自校方式がベストだというのはそうなんですけども、理想と現実との差というのは格差ですので、それはやっぱりどのような形でそれを縮めていくかというのは、これからの課題になってくと思います。以上です。

○議長（笹井正隆君） 11番、山田君！

○11番（山田美津代君） 今、教育長からいろいろ御答弁いただいたんですが、

スクールランチがそれだけ減っているということの分析されてないということですね、それでしたら。今、現にどういうものをスクールランチを、お弁当を持って来れない方たちがスクールランチを注文してたわけですね。そうしたら、それを1万食から4,000食に減ったというのは、じゃあ何を食べてるのか。パンを食べてるのか、コンビニ弁当になったのか、その辺をしっかりとちょっと分析をされた結果を示していただきたかったんですが、その答えがなかったの、それに対してのお答えをまたお願いします。

それから、家庭のきずなと本当の家庭にということをおっしゃっていただきましたけれども、お母さん方も1週間に1回は一緒にお弁当つくるときがあってもいい、それは言っておられます。前にも私話をしました。でも、やはり毎日の食事、この間の夏は本当に暑かったです。ああいうときに一生懸命工夫してお弁当をつくっていても、子供がちょっと変な味がしたと残してくる。それは命も脅かされることではないかなと思います。やはり給食で温かいものを温かく、そして安心・安全なものを提供するの、やはり義務教育としての、公共団体としての任務ではないかなと思います。それは義務ではないとおっしゃいましたけれども、やっぱりきちんとした任務の遂行、お母さん方本当に栄養のバランスのとれた給食を安心して子供たちに食べさせてあげたいと、こういう願いが7割から8割あるということは無視できないと思うんです。何としても教育長の考え方変えていただきたい。

私、先ほど申し上げましたように、先生方が反対されてるのは、やはり生徒指導上のいろんな問題があると思うんです。それは、今申し上げましたように、ランチルームということと並行してつくれば、ある程度は改善され、また栄養教諭、また給食担当の教諭を加配していただく、そういうことで学校の先生方の大変な状況もある程度は改善されて、給食と言うことに対する理解も得られるのではないかと私は思っております。ぜひそういう方向で考えていただきたいと思います。

また、きのうの乾議員の答弁でいろいろあるけれども、教育委員会とか、皆さんに聞い

たら今のままがいいというお話だったということだったと言われましたけど、その中に主婦、そういう方が何人おられたんでしょうか。そういう方の御意見をしっかり聞いていただかないと、誤ってしまうのではないですか、行政。先ほど、住民の方からの御要望を聞いて遂行するのが町長の役割だというふうにお話されておられましたけれども、それでしたら、片方の意見だけ聞いて、その方たちは実際毎日朝早く起きてお弁当つくってる方じゃないですよ。そういう、ない方の意見ばかり聞いて、今現在つくっておられる方の意見を聞かない、アンケートを取らない、これは本当に片手落ちではないかなと思います。その辺、いかがでしょうか。

○議長（笹井正隆君） 安田教育長！

○事業部長（安田義典君） 先ほどスクールランチの分析、どのようになっているかということ、あと少しちょっと聞きにくかったところがありますので、また後からでもお話をさせていただこうと思うんですけども。

現実、今中学校のほうでは、校門を入ったときに、もう一度出て食べ物を買に行くということは禁止しています。だから、全員何かの形で持ってきているか、またはスクールランチをしています。いろんな子供たち今いますので、一概にどうこうということはできませんけども、やはり今聞いてみますと、子供たちが今、例えば1週間、2週間続けて買うという子供はいないということも聞いております。いろんなまたその中で家庭の事情もあるだろうと思っておりますので、それはそれとして行きたいと思っております。

それから、ランチルームの件なんですけども、昔ランチルームがつくられた学校がありますけども、今は全く使っておりません。ということは、いろんな問題があつてのことですけども。

それから、学校給食が先生方の反対ということの、そこの意味がちょっとわからなかったんですけども、今平成7年に広陵町の中学校給食の、言ったら給食を実施しない、その回答を私は本当に今も生きていますので、簡単に読ませていただきたいと思えます。

現行の社会情勢、食生活の状況から、自立心旺盛な中学生に画一的な食事を供給することによる残食の問題、学校週5日制の拡大を含め、生徒の学校生活の時間的ゆとりの制約に伴い、教育課程外の学校教育活動の支援云々と書いてあります。そういうようなことで、私はそういう意味で、もっともっと広い、確かに忙しいですけども、もっと大きな意味でもって中学校自身はやっぱりゆとりのある教育のことも考えての実施だと思っております。以上です。

○議長（笹井正隆君） 11番、山田君！次の質問をお願いします。

○11番（山田美津代君） これからも学校給食に対しては質問を続けていきたいと思えます。

公共交通に移ります。協議会に予算として50万円計上されてますが、予算書の公共交通運行事業補助金1,000万円を使っているのですか。使っているのだしたら、残りの500万は何にお使いなのでしょうか。

また、バスを1回走らせたなら、やり直すのは難しいと思えます。事前の準備が8割要るのではということ先ほどの質問にも申し上げましたが、アンケートも公共バスが要るか要らないの項目ではなく、どういうルートが利用する人にとって使いやすく、乗りやすさを判断するものでないといけな思えます。このアンケート調査、取らないというふうに先ほど御答弁聞いたんですけれども、田原本ではね、お隣の、きちっとアンケートを取られて、今タクシー会社に委託されてやられています。それはやはり、全町民に対してアンケート取った結果、ああいう形を取られたということがインターネットでも見れますね。やはり住民の皆様意見を聞かないでやってしまって、また前のような失敗を繰り返すのではないかとこのように心配です。

協議会ですけれども、もっとたくさんの交通弱者の方の意見が反映されないと、本当の論議にならないと思えます。ですから、もっと委員の方をふやしていただいて、専門的ないろいろな意見を聞き、最終承認をいただくことになっていきますとありますけれども、この辺を今の協議会のメンバーだけで決めていかれるのか、もっとたくさんの交通弱者の方の意見を入れるような協議会をしていくのか、これはすごく結果に差が出てくると思えます、町民にとってのね。本当に使いやすい公共交通になるのかどうかの、ここで差が出てくると思えますので、ぜひそのことを考えていただきたいと思えます。

それから、9回の地域の懇談会の結果ですね。この結果を広報をしていただきたいと思えます。先ほど御答弁では、意見を集約して公共交通総合連携計画をまとめていますということだけだったんですが、その9回の地域懇談会、これで本当に皆さんの意見がこの計画案の中に入るのかどうか、すごく疑問に思えます。きちっと、やはりあれだけ皆さん忙しい中、7時から1時間なり、1時間半なり集まっていたら、いろんな御意見でました。それを速やかに集約して広報する、まとめて、本当に来ていただいてありがとうございましたと、こういう御意見、ああいう御意見いただきましたということで返していく、そうしてまた新たな御意見もいただける、そういうふうなやはりスピーディな対応が必要ではないかなと思えます。協議会の500万のことと、事業費で450万計上されてます。この予算を消化するだけのための1月から試行するのではないかとこのことも心配なので、その辺のことと、今申し上げました地域懇談会の内容をまた町民の方に返していただけるかどうか、そういうことを主に御答弁いただきたいと思えます。

○議長（笹井正隆君） 竹村総務部長！

○総務部長（竹村元延君） お答えをさせていただきます。

現在、いろいろと御意見をちょうだいいたしましたものを集約させていただき、また広陵町の地域公共交通活性化協議会へ持ち寄りまして、その協議会におきます公共交通の総合連携計画案を現在広陵町でまとめておるところでございます。この計画案につきましては、従前に意見をお伺いいたしました現在の元気号の運行に際して御意見をお伺いしたものの、また元気号の運行に伴いまして、実際の利用者から御意見をちょうだいしたもの、それから先日地域へ出向かせていただいて御意見をちょうだいしたもの、それから議会等におきましても議員様方から住民の声としてお届けいただいたもの、そのようなものをすべて集約をいたしまして、現在計画案を取りまとめさせていただいているところでございます。さらに、協議会委員様方の御意見をちょうだいして、まとめ上げるという段階に現在至っております。まとまった時点で、また皆様方に御報告をさせていただくところでございます。

それから、具体的なことでおっしゃっていただきましたアンケートであったり、御意見をお伺いしたりというような方法でございます。また、この協議会自身へのさらなる参加についての御意見をちょうだいしておりますけれども、それぞれ計画案をまとめ、実証運行し本格運行に至る、そのような過程を経ていくわけでございますので、その過程において委員様が他の御意見をちょうだいしながら、また皆様方の意見をちょうだいしながら、必要に応じてそのあたりのところは実施をさせていただく予定でございます。

今、お尋ねいただいたことは大体お答えさせていただいたと思いますので、よろしくお願いいたします。

補助金についてのお尋ねでございました。補助金につきましては、現在国とも補助金の件、協議を進めておりますけれども、現在の計画段階におきましては、国の補助金の適用というのは非常に難しい状況であるということで聞いております。つきましては、今年度中に総合連携計画案を取りまとめまして、以降の実証運行、また本格運行に向けての国の補助金を取りつけるべく、この計画案をもとに協議を進めていきたいと、そのように考えてございます。

ただ、この補助金につきましても、本年平成22年度まで制度がございました地域公共交通活性化再生総合事業というのがございました。それが本年度でもって、事業仕分けの結果で一たん廃止をされると。それで、平成23年度からこれにかわります地域公共交通確保維持改善事業というのが新たにスタートすることになってございます。そのような情報も国のほうからもいただいておるわけでございますけれども、現在この事業も行政刷新会議においてB判定が現在下っておる状況であるというような現状の説明を受けております。つきましては、本年度必ずこの総合連携計画案、広陵町の計画案を協議会に諮って取

りまとめ、それをもとに国のほうに申請すべく打ち合わせを進めていきたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（笹井正隆君） 11番、山田君！

○11番（山田美津代君） 時間がないので簡単に申し上げますけど、まとまったものを皆様に報告をするということですが、どのように報告をされるのか。また、必要に応じてアンケートも実施させていただくと、これ、必要なんですよ。必要に応じてじゃなくて、必要なので取っていただきたいということを申し上げてるのであって、必要という認識がないというのはどうしてかなと思うんです。この間の9回開かれたときには、交通弱者の方は夜7時からの地域の懇談会には、つえついで行くことは危険ですから出てこれません。そういう方の意見をどうやって聞くんですか。アンケートしかないじゃないですか。1軒1軒尋ねて行かれるんですか、それとも。その辺、必要だからアンケートを取っていただきたい、そのように思います。

そして、あと4分しかないので、これは今後ともまた質問させていただくことにします。

男女共同参画事業のことですが、平成22年度奈良県の男女共同参画という件の推進状況を載せた県の資料があります。この中身を見てびっくりしました。我が広陵町は推進体制も、相談体制も何もなく、王寺町や河合町は女性問題等の相談事業を実施、王寺町は平成23年度以降男女共同参画条例を設けています。先ほど町長からちょっと御答弁ありましたが、今条例を設けているのは奈良市と大和高田市、橿原市、生駒市、斑鳩町、そして情報収集中が桜井市、23年以降が香芝市、平群町、三郷町、王寺町となっています。広陵町何も載っていません。そして、相談体制も、先ほど御答弁ありましたが、広陵町は何も載ってないんです。御杖村にも人権相談、心配ごと相談、女性問題等の相談事業ですね。それはあります。王寺町には無料法律相談、弁護士あります。河合町も女性DV問題等電話相談、NPO法人相談員、こういうのありますけど、広陵町は何も載ってません。これは奈良県の資料です。

この男女共同参画社会の実現により目指すべき社会というのは、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会というものです。そこで、女性の管理職が、先ほど数字、県の資料とはちょっと落ちていましたけれども、少ないのはなぜだと思いますか。これ、第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的考え方という答申で幾つかあるんですけども、時間がないので、そのうちの一つだけ言います。

この男女共同参画社会を実現しようとする強い意志と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。男女共同参画を進めることが、経済や社会全体の活性化

につながるという意識が各主体のリーダーに不足していたとあります。各主体のリーダー、つまり町長の認識が重要で、これを改めていただかないと、男女共同参画事業が進まないこととなります。町長、認識を改めていただけますか。

また、先ほど青木議員の質問にありましたように、人員削減しておられることにより、男女共同参画に対する勉強する時間ですね、こういうことを職員の方が勉強する時間がないのではないかと、そういうこともなおざりにされているのではないかとということが懸念されます。ぜひそのことの答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（笹井正隆君） 平岡町長！

○町長（平岡仁君） お答えしましたように、どんな資料を見られてるかわかりませんが、人権相談とか行政相談、いろいろな総合相談を社会福祉協議会のところで常時やっております。女性についての問題の相談は、少なかったのではないかと思います。いろんな相談事項を弁護士さんも入れてやってるんですから、町としては取り組みをいたしているところでございます。また、県の機関も、非常に難しい話は県の人たちにもお願いをして相談に乗っていただいているという実態でございます。

また、職員の男女共同参画社会の資質にかけてるのではないかとというように思われがちでございますが、職員も一生懸命勉強をいただいているところでございます。今、議員のお申し出は、ちゃんと裏方で聞いておりますので、課長、皆聞いております。しっかりと勉強してくれると思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（笹井正隆君） 以上で、山田美津代君の一般質問は終了しました。

しばらく休憩します。